

団体総合補償制度費用保険「W I Z」概要

一般社団法人大阪府サッカー協会（以下「協会」という）は会員の皆様に対して、当協会の主催する大会等の行事にご参加いただくため、団体総合補償制度費用保険「W I Z」（引受保険会社：Chubb損害保険株式会社）を採用しています。

この制度は、大阪府サッカー協会が定める災害補償規定に基づき、会員の皆様がケガや特定疾病などにより死亡・後遺障害・入院・通院された際に協会として補償金を支払う制度です。

★成年～シニア世代はもちろんのこと、近年増加傾向にある若年層のスポーツ活動中の急性心疾患等に対応しています。

スポーツ安全保険では補償の対象外※となる急性心疾患（心筋梗塞など）、急性脳疾患（脳内出血など）、急性呼吸器疾患（気胸、過呼吸など）の死亡・後遺障害、入院、通院、手術の補償や、地震・噴火・津波などの天災事故も補償します。

※スポーツ安全保険では被保険者が突然死亡した場合で被保険者の親族が負担した葬祭費用につき180万円を限度に支払う保証はございます。

スポーツ安全保険とは別に補償金をお支払いするため、既にスポーツ安全保険にご加入されている方に対しては補償内容の強化を図るとともに、補償が実際に負担した治療実費に対して不足してしまうケースを軽減するメリットがあります。

◆補償内容（傷害、特定疾病*1ともに同額補償）

- ・災害死亡補償……………10,000,000円
- ・後遺障害補償……………最高10,000,000円
（後遺障害の程度に応じて死亡保険補償額の3%～100%）
- ・療養補償（入院日額）……………5,000円
- ・療養補償（手術）……………手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍
- ・療養補償（通院日額）……………2,000円

*1 特定疾病とは次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）・急性心不全等の急性心疾患・くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患・気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患・細菌性食中毒・日射病・熱射病等の熱中症・低体温症・脱水症

★協会に登録されている会員である事かつ、協会が主催・主管・後援・認知する大会や行事の参加者であることが条件となります。

※練習試合に関しては、協会のホームページで登録する事により、補償対象の行事に含める事とする。

当制度で補償対象外となる事例は以下のとおりです。詳しい補償内容については取扱代理店までお問い合わせください。

◆保険金が支払われない主な事例

・故意・過失によるもの・自宅から会場までの往復途上におけるもの（交通事故等）・当協会が認知しない行事等で被ったもの・ケンカなど闘争行為によるもの・急激性・偶然性・外来性に当てはまらない傷害（疲労骨折・靴ずれ・低温やけど）・特定疾病に分類されない疾病

※急性心疾患、急性呼吸器疾患、急性脳疾患については過去12ヶ月以内に医師による治療・投薬などを受信していた場合（既往症）は免責となります。